

御船町農業委員会会議録

令和元年 10 月 10 日

御 船 町 農 業 委 員 会

令和元年 10 月定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年 10 月 10 日(木) 午後 1 時 30 分から 2 時 30 分
2. 場 所 御船町役場 第二分庁舎大会議室
3. 主席委員 (14 名)
会 長 1 番 富田 早苗
会長職務代理者 2 番 荒木 義一
委 員 3 番 野田 孝光 委 員 9 番 藤本 隆盛
委 員 4 番 西橋 孝志 委 員 10 番 田端 幸治
委 員 5 番 荒木 崇 委 員 11 番 芥川 誠
委 員 6 番 大西 敬一 委 員 12 番 藤岡 雅子
委 員 7 番 池田 賢治 委 員 13 番 山本富士夫
委 員 8 番 福島 則義 委 員 14 番 竹崎 幸雄
欠席者 9 番 藤本 隆盛 10 番 田端 幸治 14 番 竹崎 幸雄
最適化推進委員 7 名参加
4. 議事日程
 - 1 開会
 - 2 会長挨拶
 - 3 議事録署名委員の指名 2 番 3 番
 - 4 議案第 39 号 最適化推進委員の委嘱について
 - 5 議案第 40 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - 6 議案第 41 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 - 7 議案第 42 号 農業基盤強化促進法第 18 条について
 - 8 議案第 43 号 農地中間管理事業法律第 19 条第 3 項について
 - 9 報告第 19 号 非農地と判断したので報告する
 - 10 報告第 20 号 非農地証明を発行したので報告する
 - 11 報告第 21 号 合意解約があった旨を報告する
 - 12 報告第 22 号 耕作証明書発行について
 - 13 その他
5. 農業委員会事務局職委員
課 長 井上 辰弥
係 長 緒方 弘和
主 事 吉澤 輝

開 会 (事務局) 皆さん、こんにちは。定刻前ではありますが、始めさせていただきます。まず審議に入る前に開会の宣言を致します。9番 藤本 隆盛委員 10番 田端 幸治委員 14番 竹崎 幸雄委員の欠席の報告を受けております。御船町農業委員会第6条に基づき委員さん 11名の御出席をいただいておりますのでこの総会が成立することを宣言いたします。又、農地利用最適化推進委員の7名の出席をいただいております。只今より令和元年10月の総会を開会いたします。議長につきましては、御船町農業委員会議規則第4条に基づき富田会長お願いいたします。富田会長議事進行をお願いいたします。

会長挨拶 はい。皆さん、こんにちは。この前の研修会はお疲れ様でした。大変参考になったと思います。これからの活動の参考にさせていただきます。では、議事録署名委員の指名を行います。2番 荒木委員 3番 野田委員を指名いたします。宜しくお願いいたします。

議 長 それでは、議案の審議に入ります。議案第39号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、1ページをご覧ください。

議案第39号 御船町農地利用最適化推進委員の委嘱について承認を求める。

令和元年10月10日提出 御船町農業委員会

議案書2ページをご覧ください。御船町農地利用最適化推進委員応募及び推薦状況一覧を添付しております。9月2日までの期間で、町のホームページで推進委員の公募を行っております。応募する担当区域は、田代西部地区

氏名は、松原 茂 △歳 性別は、男性 1名の応募がありましたので9月10日総会終了後、御船町農地利用最適化推進委員選考会を開催し、特に問題ないと判断しております。

議 長 只今、事務局から説明がございました。田代西部から松原 茂さんを推進委員へ推薦されましたが、皆さん異議はございませんか。

全委員 異議無し。

議 長 全委員異議無しということで、松原 茂さんを農地利用最適化推進委員として、認めます。

事務局 それでは、委嘱状交付を行います。松原委員前へお進みください。

議 長 委嘱状 松原 茂様 あなたを御船町農地利用最適化推進委員に委嘱いたします。令和1年10月10日 御船町農業委員会会長
富田 早苗

推1番 よろしくお願いいたします。(全委員拍手)

議 長 それでは、義案第40号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、議案書3ページをご覧ください。
議案第40号 農地法第3条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、許可の決定について意見を求める。
令和1年10月10日提出 御船町農業委員会会長 富田 早苗。
続きまして、4ページをご覧ください。

① 土地の所在地

大字〇〇字〇〇〇〇△ 地目：田 面積△㎡

大字〇〇字〇〇〇〇△ 地目：田 面積△㎡

譲渡者住所・氏名 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町△丁目△番△号
〇〇 〇〇

譲受人住所・氏名 大字〇〇△ 〇〇 〇〇

理由：3条許可所有権移転（町） 田2筆計△㎡。

② 土地の所在地

大字〇〇字〇〇△-△ 地目：畑 面積△㎡

大字〇〇字〇〇△-△ 地目：畑 面積△㎡

譲渡者住所・氏名 大字〇〇△ 〇〇 〇〇

譲受人住所・氏名 大字〇〇△ 〇〇 〇〇

理由：3条許可所有権移転（町） 畑2筆計△㎡。

③ 土地の所在地

大字〇〇字〇〇△-△ 地目：畑 面積△㎡

譲渡者住所・氏名 〇〇〇郡〇〇町大字〇〇〇△ 〇〇 〇〇〇。

譲受人住所・氏名 大字〇〇△ 〇〇 〇〇。

理由：3条許可所有権移転（町）

④ 土地の所在地

大字〇〇字〇〇△-△ 地目畑 面積△㎡

大字〇〇字〇〇△ 地目田 面積△㎡

大字〇〇字〇〇△ 地目畑 面積△m²
大字〇〇字〇〇△-△ 地目田 面積△m²
大字〇〇字〇〇△ 地目田 面積△m²
大字〇〇字〇〇△-△ 地目田 面積△m²
大字〇〇字〇〇△ 地目田 面積△m²
大字〇〇字〇〇△ 地目田 面積△m²
譲渡者住所・氏名 大字〇〇△-△ 〇〇 〇〇〇
譲受人住所・氏名 大字〇〇△ 〇〇 〇〇
理由：3条許可所有権移転（町） 畑2筆、田6筆計△m²
以上です。

議長 はい、ありがとうございます。本日は4件13筆の申請でありました。それでは、①番の申請ですが、担当の9番藤本委員であります。本日、欠席でありますので、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、9番 藤本委員が欠席でありますので、事務局より説明いたします。9月30日に藤本委員・坂本推進委員3名で現地確認へ参りました。場所としては、〇〇・〇〇インターの付近であります。現地の農地は、稲作がなされておりました。所有者の〇〇さんは、〇〇県〇〇市に在住されており、農地の管理は、〇〇さんへ委託されております。今回贈与ということで、今回の申請が提出されております。説明資料の2ページをご覧ください。〇〇さんは、農業者として第2項第1号から第7号までの項目に対して全て満たしており何ら問題なく許可相当と判断致しました。皆さんのご審議をお願いいたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。以前から小作をなさっておられて、今回の申請に至ったわけですね。それでは今の案件にご意見・質問等がございましたらお願いいたします。

各委員 有りません。

議長 無いようでありますので、許可相当と判断される方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全委員賛成で許可相当と判断致します。続きまして、申請番号②番の説明をお願いいたします。担当委員の3番 野田委員説明をお願いいたします。

3番 はい、説明資料4ページをご覧ください。現地確認は9月30日に3名で行いました。場所と致しましては、〇〇の近辺であります。この農地は、〇〇さんが以前購入されたのですが、父が

亡くなり耕作されておりました。今回の売買に伴い、重機を入れて整地され今回の申請に至った。譲受人は、耕作するにも便利であるため話を進めて今回の申請に至った。項目第2項第1号から第7号の要件は満たしておりますので許可相当と判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。ここは畑となっておりますので、牧草を植えつけられるのですね。解りました。この案件に付きまして、ご意見・ご質問等がございましたらお願いいたします。無いようでありますので、この案件に承認される方の挙手をお願いいたします。 はい、ありがとうございます。全委員賛成で許可承認いたします。続きまして。申請番号③番を提案いたします。担当委員の7番 池田委員説明をお願いいたします。

7番 はい、10月1日に現地確認へ参りました。場所は、〇〇〇〇〇〇の直ぐそばであります。現地は畑の状況で耕作されておりました。説明資料の6ページをご覧ください。譲受人の〇〇さんと譲渡人〇〇さんは兄妹であります。相続時に〇〇さんが、相続されたのですが、〇〇さんへ譲られることになり今回の申請に至りました。項目の第2項第1号から第7号までに該当する項目は全て満たしており何ら問題は無いと判断致します。許可相当と判断致します。皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。今の案件につきまして、ご意見・ご質問等がございましたらお願いいたします。無いようでありますので、この案件に承認される方の挙手をお願いいたします。 はい、ありがとうございます。全委員賛成で許可承認いたします。続きまして、申請番号④番 担当の大西委員説明をお願いいたします。

6番 はい、現地確認を10月1日に行いました。現地は譲受人の方が、耕作管理されておまして、水田には稲作をされておりました。資料の8ページをご覧ください。項目第2項第1号から第7号までに該当する項目は全て満たしており何ら問題は無いと判断致します。許可相当と判断致します。皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。これまで耕作されていたので

すね。大変小さな農地でありますね。耕作は大変だと思います。では、この案件にご意見・ご質問等がございましたらお願いいたします。無いようでありますので、この案件に承認される方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございました。全委員賛成で許可承認いたします。

議案第 41 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、議案第 41 号

農地法第 5 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。

令和元年 10 月 10 日提出 御船町農業委員長 富田 早苗。
次のページをご覧ください。

① 土地の所在地

大字〇〇 字〇〇〇 △ 地目田 面積△㎡。

譲渡人住所・氏名 大字〇〇△-△ 〇〇 〇〇。

譲受人住所・氏名 〇〇県〇〇市〇〇〇△丁目△番△号

株式会社 〇〇〇〇〇〇〇〇。

転用目的：アパート

理由：5 条所有権移転（県許可）

② 土地の所在地

大字〇〇 字〇〇 △-△ 地目畑 面積△㎡。

譲渡者住所・氏名 〇〇〇郡〇〇町大字〇〇△-△ 〇〇 〇〇。

譲受人住所・氏名 〇〇〇郡〇〇町大字〇〇△-△ 〇〇 〇〇。

転用目的：個人住宅

理由：5 条賃借権設定（県許可）

③ 土地の所在地

大字〇〇 字〇〇△ 地目：畑 面積：△㎡

大字〇〇 字〇〇△ 地目：畑 面積：△㎡

譲渡者住所・氏名 〇〇県〇〇市〇〇△丁目△番△号

〇〇 〇〇

譲受人住所・氏名 〇〇〇郡〇〇町大字〇〇△-△

株式会社 〇〇〇〇

大字〇〇 字〇〇△ 地目：畑 面積：△㎡

譲渡者住所・氏名 大字〇〇△ 〇〇 〇〇

譲受人住所・氏名 〇〇〇郡〇〇町大字〇〇△-△

株式会社 ○○○○

転用目的：建売住宅

理由：5条所有権移転（県許可） 畑3筆計 Δ m²

④ 土地の所在地

大字○○ 字○○△-△ 地目：畑 面積： Δ m²

譲渡者住所・氏名

○○○郡○○町大字○○△-△ ○○ ○○○

○○○県○○○市○○△-△-△ ○○ ○

○○○郡○○町大字○○△-△ ○○ ○○

○○市○区○○○○△丁目△-△-△ ○○ ○○○

譲受人住所・氏名 大字○○△ 株式会社 ○○○○○

転用目的：資材置場

理由：5条所有権移転（県許可）

⑤ 土地の所在地

大字○○ 字○○△ 地目：畑 面積 Δ m²

譲渡者住所・氏名 大字○○△ ○○ ○

譲受人住所・氏名 ○○市○区○町△丁目

△-△-△○○○○○○○ ○○ ○○

転用目的：個人住宅

理由：5条所有権移転（県許可）

⑥ 土地の所在地

大字○○ 字○○○△-△ 地目：田 面積： Δ m²

譲渡者住所・氏名 大字○○△-△ ○○ ○○

譲受人住所・氏名 ○○郡○○町大字○○○△-△

株式会社 ○○○○○

転用目的：資材置場・駐車場

理由：5条所有権移転（県許可）

⑦ 土地の所在地

大字○○字○○△ 地目：田 面積 Δ m²のうち Δ m²

貸人の住所・氏名 大字○○△ ○○ ○○○

借人の住所・氏名 大字御船 995-1 御船町長 藤木 正幸

大字○○字○○△ 地目：田 面積： Δ m²のうち Δ m²

貸人の住所・氏名 大字○○△ ○○ ○

借人の住所・氏名 大字御船 995-1 御船町長 藤木 正幸

大字○○字○○○△ 地目：田 面積： Δ m²のうち Δ m²

貸人の住所・氏名 ○○○郡○○町大字○○△-△

○○○○○○○○○○

借人の住所・氏名 大字御船 995-1 御船町長 藤木 正幸

大字○○字○○○△ 地目：田 面積△㎡のうち△㎡

貸人の住所・氏名 ○○県○○○市○○△丁目△-△

○○ ○○

借人の住所・氏名 大字御船 995-1 御船町長 藤木 正幸

大字○○字○○○△ 地目：田 面積：△㎡のうち△㎡

貸人の住所・氏名 大字○○△ ○○ ○○

借人の住所・氏名 大字御船 995-1 御船町長 藤木 正幸

転用目的：埋蔵文化財試掘 田 5 筆△㎡のうち△㎡

理由：5 条所使用貸借権設定（県許可）

⑧ 土地の所在地

大字○○字○○△-△ 地目：田 面積：△㎡のうち△㎡

貸人の住所・氏名 大字○○△ ○○ ○○

借人の住所・氏名 大字御船 995-1 御船町長 藤木 正幸

大字○○字○○△-△ 地目：田 面積：△㎡のうち△㎡

貸人の住所・氏名 大字○○△ ○○ ○○

借人の住所・氏名 大字御船 995-1 御船町長 藤木 正幸

大字○○字○○△-△ 地目：田 面積：△㎡のうち△㎡

貸人の住所・氏名 ○○府○○市○○△丁目△-△-△

○○ ○○

○○郡○○町大字○○△ ○○ ○○○

借人の住所・氏名 大字御船 995-1 御船町長 藤木 正幸

⑨ 土地の所在地

大字○○字○○△-△ 地目：田 面積：△㎡のうち△㎡

貸人の住所・氏名 ○○市○区東○町△丁目△-△-△

○○ ○○

借人の住所・氏名 大字御船 995-1 御船町長 藤木 正幸

大字○○字○○△-△ 地目：田 面積：△㎡のうち△㎡

貸人の住所・氏名 大字○○△ ○○ ○○

借人の住所・氏名 大字御船 995-1 御船町長 藤木 正幸

大字○○字○○△-△ 地目：田 面積：△㎡のうち△㎡

貸人の住所・氏名 ○○○郡○○町大字○○○△

○○ ○○○

借人の住所・氏名 大字御船 995-1 御船町長 藤木 正幸

大字○○字○○△-△ 地目：田 面積△㎡のうち△㎡

貸人の住所・氏名〇〇〇郡〇〇町大字〇〇〇△ 〇〇 〇〇

借人の住所・氏名 大字御船 995-1 御船町長 藤木 正幸

大字〇〇字〇〇△-△ 地目：田 面積：△㎡のうち△㎡

大字〇〇字〇〇△-△ 地目：田 面積：△㎡のうち△㎡

大字〇〇字〇〇△-△ 地目：田 面積：△㎡のうち△㎡

貸人の住所・氏名 〇〇市〇区〇〇町〇〇〇△-△ 〇〇 〇〇

借人の住所・氏名 大字御船 995-1 御船町長 藤木 正幸

大字〇〇字〇〇〇△-△ 地目：田 面積：△㎡のうち△㎡

貸人の住所・氏名 〇〇市〇〇区〇〇△丁目△-△ 〇〇 〇〇

借人の住所・氏名 大字御船 995-1 御船町長 藤木 正幸

大字〇〇字〇〇〇△-△ 地目：田 面積：△㎡のうち△㎡

貸人の住所・氏名 大字〇〇△ 〇〇 〇〇

借人の住所・氏名 大字御船 995-1 御船町長 藤木 正幸

大字〇〇字〇〇〇△-△ 地目：田 面積：△㎡のうち△㎡

貸人の住所・氏名 大字〇〇△ 〇〇 〇〇

借人の住所・氏名 大字御船 995-1 御船町長 藤木 正幸

大字〇〇字〇〇〇△-△ 地目：田 面積：△㎡のうち△㎡

貸人の住所・氏名 大字〇〇△-△ 〇〇 〇〇

借人の住所・氏名 大字御船 995-1 御船町長 藤木 正幸

大字〇〇字〇〇〇△-△ 地目：田 面積：△㎡のうち△㎡

貸人の住所・氏名 大字〇〇△ 〇〇 〇

借人の住所・氏名 大字御船 995-1 御船町長 藤木 正幸

大字〇〇字〇〇〇△-△ 地目：田 面積：△㎡のうち△㎡

大字〇〇字〇〇〇△-△ 地目：田 面積：△㎡のうち△㎡

転用目的：埋蔵文化財試掘 田 16 筆計△㎡のうち△㎡

理由：5 条使用貸借権設定（県許可）以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。事務局にお尋ねですが、埋蔵文化財試掘の分は何故項目が 2 つもあるのですか。

事務局 はい、申請が 2 件ありましたから番号を 2 つ取りました。

議 長 はい、解りました。では、申請番号①番について、担当の 5 番荒木崇委員説明をお願いいたします。

5 番 はい、9 月 30 日に現地確認へ参りました。場所としては、資料 13 ページをご覧ください。住宅用途地域であって、周辺はアパートや個人住宅が建ち並んでいる一角であります。周辺は、農地は次第に減少しております。隣接農地の同意、排水同意は取られております。10 ページへ戻っていただき、農地の区分

としては、第3種農地と判断しております。面積は△m²であります。アパート建設であります。一般基準ですが、1から10までの該当する項目は、適当と判断致します。よって総合判断として、許可相当と判断致します。皆様のご審議をお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。今の案件につきましてご意見・ご質問等がございましたらお願いいたします。この辺は、開発が進みほとんど農地が無くなってきているところですね。無いようですので、この案件が、許可相当と判断される方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認いたしました。意見書を付けて県へ送付いたします。続きまして、申請番号②番 担当の12番藤岡委員お願いいたします。

12 番 はい、10月1日に現地確認へ参りました。手元の資料20ページをご覧ください。〇〇〇〇〇橋を渡り四つ角を右折し、〇〇〇〇〇〇の向かいの農地になります。資料18ページへ戻っていただき、農地の区分は、第1種農地であります。23ページに写真がありますが、周囲は宅地化している状況であります。面積は、△m²であります。地目は畑であります。申請地は、土地所有者は父で、土地の賃借に合意し、今回の申請に至りました。現在は、両親家族と2世帯生活をしているが、子供の成長で手狭になり新築の計画に至ったようであります。18ページの一般基準ですが、1から10に該当する項目は適当と判断致します。雨水に関しては、既存道路側溝へ放流する計画であります。生活雑排水・汚水は道路敷の御船町下水道本管へ放流する。以上のことから総合判断として、許可相当と判断致します。皆さんの審議の程をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。今の案件につきまして、ご質問・意見等がございましたらお願いいたします。意見がないようですので、この案件に承認いただける方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認されましたので、意見書を付けて県へ送付いたします。続きまして、申請番号③番担当委員の12番 藤岡委員説明をお願いいたします。

12 番 はい、説明させていただきます。10月1日に現地確認へ参りました。場所は27ページに掲載してあります。〇〇〇〇〇〇の

真裏になります。資料の 25 ページに戻っていただき、農地の区分は、第 2 種農地と判断しております。面積としては、△㎡であります。畑 3 筆であります。5 軒分の建売分譲住宅であります。一般基準として、1 から 10 までに該当する項目に対しては、適当と判断致します。排水等も問題ないと判断致します。以上のことから総合判断といたしまして許可相当と判断いたします。皆様のご審議の程をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。今の案件につきまして、ご質問・意見等がございましたらお願いいたします。意見がないようですので、この案件に承認いただける方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認されましたので、意見書を付けて県へ送付いたします。続きまして、申請番号④番担当の 12 番 藤岡委員お願いいたします。

12 番 はい、説明させていただきます。10 月 1 日に現地確認へ参りました。場所は 35 ページに掲載してあります。○○○○○の専用駐車場そばであります。33 ページに戻っていただき、農地区分としては、第 2 種農地と判断しております。面積は、△㎡であります。36 ページに始末書が提出されております。37 ページに写真があります。ブルーシートが見えますが、以前から資材置場として、利用していたようであります。（豊秋に事務所があり、利便性もよいことから借りていたようであります。）ブルーシートの中は、断熱材を保管していると、伺っております。他に保管することが出来ないため、申請地においていた状況であります。建築物も無いため雨水・排水に関しては問題なく、自然浸透であります。一般基準として、1 から 10 までに該当する項目に対しては、適当と判断致します。以上のことから総合判断といたしまして許可相当と判断いたします。皆様のご審議の程をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。今の案件につきまして、ご意見等がございましたらお願いいたします。

1 番 私からいいですか。以前同じ場所の近くで、資材置場に転用されたと記憶にありますが、他に資材置場を借りておられたのですか。転用した資材置場があるのに何故。

事務局 はい、お答えいたします。以前の資材置場は売買され、この業者が保有する資材置場はございませんので、このような申請に

至ったと判断されます。(転売された状況であります。)

議 長

転売されて、以前の資材置場は申請者では無いわけですね。他にはございませんか。意見がないようですので、今の案件につきまして、ご質問・意見等がございましたらお願いいたします。意見がないようですので、この案件に承認いただける方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認されましたので、意見書を付けて県へ送付いたします。続きまして、申請番号の⑤番 担当の西橋委員お願いいたします。

4 番

はい、10月2日に現地確認へ参りました。申請地の場所としては、42ページをご覧ください。申請地は、役場から△kmほどはなれた農地であります。〇〇〇〇〇〇近くの〇〇橋を〇〇方面へ渡り西側へ△mほど行った住宅街の一角の畑であります。農地区分と致しましては、第2種農地になります。面積としては、△㎡であります。申請者は、子供の成長とともに住まいが手狭になったため、仕事場の嘉島町近隣で土地を探していたところ、当該土地所有者と農地の売買に合意したため、今回の申請になりました。給水・排水・隣接に関しては、同意を得ております。一般基準として、1から10までに該当する項目に対しては、適当と判断致します。以上のことから総合判断といたしまして許可相当と判断いたします。皆様のご審議の程をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。今の案件につきまして、ご意見等がございましたらお願いいたします。無いようですので、この案件に承認いただける方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認されましたので、意見書を付けて県へ送付いたします。続きまして、申請番号の⑥担当の1番 私が説明いたします。

1 番

説明資料の48ページをご覧ください。町から行くと〇〇〇〇〇〇の手前になります。用水の奥になります。角は土場であります。手前は住宅地であります。農地は田であります。企業誘致の下請け業者(施工会社)であります。現場事務所・資材置場・駐車場として利用する計画であります。将来的には〇〇〇〇〇の土地になる所あります。何ら問題は無いと判断致します。皆様のご審議をお願いいたします。以上です。

議 長

この案件につきまして、御意見等はございませんか。無いよう

ですので、この案件に承認いただける方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認されましたので、意見書を付けて県へ送付いたします。続きまして、申請番号の⑦番⑧番、担当は1番私でありますので、説明いたします。

1 番 ⑦番⑧番まとめて説明させていただきます。文化財の試掘調査ということで、前回の試掘分で文化財が発見されたため、新たに試掘調査を行うために一時転用の申請に至ったようです。

議 長 ご意見・ご質問等はありませんか。無いようですので、この案件に承認いただける方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認されましたので、意見書を付けて県へ送付いたします。続きまして、議案第42号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、議案第42号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき別紙について、意見の決定を求める。

令和元年10月10日提出 御船町農業委員会 会長 富田 早苗。
議案書12ページ利用権設定がなされております。まずは、今月提出された新規分の利用権設定等状況一覧表が掲載されております。2件ございます。2段目は中間管理機構を通した分であります。田の42,213㎡になります。続きまして、13ページをご覧ください。再設定分で1件上がって来ております。田の1362㎡であります。14ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集計計画を定める。

令和元年10月10日提出 上益城郡御船町。

次のページをご覧ください。

令和元年第10回農用地利用集積計画総括表です。左側に今月分右側に本年累計です。累計で利用権での田の累計は373,033㎡、畑の累計は94,835㎡。田畑合計で467,868㎡となっております。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。利用権設定一覧・利用集積計画総括を提案いたしました。皆さんからご質問等がございましたらお願いいたします。

議 長 ご意見はありませんか。

それでは、利用権設定並びに利用集積計画について、承認いただける方は、挙手をお願いいたします。

全委員賛成で、承認、決定いたします。続きまして、議案第 43 号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書の 16 ページです。議案 43 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき別紙について、意見の決定を求める。令和元年 10 月 10 日提出 御船町農業委員会 富田 早苗。17 ページをご覧ください。農用地利用配分計画（案）による賃借権状況一覧表（新規）を掲載しております。中間管理機構を通した賃借間設定であります。今回は 8 名の地権者が中間管理機構を利用して、〇〇〇〇が借受けた農地面積であります。田、26,515 m²であります。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。この案件につきまして、御意見等はございませんか。この案件につきまして承認いただける方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認いたします。続きまして、報告第 19 号から 22 号までお願いいたします。

事務局 はい、議案書 18 ページをご覧ください。

報告第 19 号
農地法の運用について第 4 (3) の規定に基づき別紙のとおり非農地と判断したので、報告する。令和元年 10 月 10 日提出 農業委員会 富田 早苗。19 ページをお願いいたします。非農地通知一覧表を掲載しております。8 筆ですが、辺田見・高木・滝川・木倉地区で上がったものであります。結果、非農地として承認しております。8 月 29 日に通知を発行しております。以上です。続きまして、報告第 20 号 非農地証明を発行したので報告する。令和元年 10 月 10 日提出 御船町農業委員会 こちらは、説明資料の 65 ページをご覧ください。令和元年 9 月 24 日付けで非農地証明願が、提出されております。10 月 1 日に現地確認を致しました。66 ページに写真がありますが、現場は、記念碑が建立されております。面積は 42 m²で、狭い農地であります。地目は畑になります。記念碑の所にマーカーを入れておりますが、昭和初期に建立してある様な記録を残してありました。農地法施行以前に立っていた記録を確認いたしました。このようなことから、非農地証明を発行いたしました。以上報告いたします。

続きまして、報告第 21 号 農地法第 18 条第 6 項の規定に基

づき別紙のとおり合意解約をした旨の通知があったので、報告する。令和元年10月10日提出 御船町農業委員会
22 ページに合意解約がありました1件掲載しております。宅地転用に伴う合意解約であります。続きまして、議案書23ページをご覧ください。報告第22号 別紙のとおり「耕作証明書」を発行したので報告する。令和元年10月10日提出 御船町農業委員会 24 ページに、耕作証明書を発行いたしました1件掲載しております。ご確認をお願いいたします。以上です。

議長

はい、ありがとうございます。報告ですので確認をお願いいたします。他には何かございませんか。
無いようでございますので、これをもちまして10月度の総会を終了いたします。

上記の顛末を記載し相違なきことを
証明するためにここに署名する。

2 番

㊟

3 番

㊟